

被扶養配偶者・任継者健診の指定項目一覧

青色の項目▶特定健診基本項目

ウェルネス社（医療監修：日本予防医学協会）

項目	35歳未満	35歳以上
身体計測（身長・体重・BMI）		
血圧測定	○	○
医師診察		
腹囲測定	×	○
視力検査（遠距離）	○	○
尿検査（潜血・蛋白・糖）	○	○
胸部X線（直接撮影）	○	○
胃部X線・内視鏡（自己負担3,150円）	×	○
心電図12誘導	×	○
聴力（1K・4K）	○	○
眼底検査	×	○
腹部超音波	×	○

項目	35歳未満	35歳以上
血液検査		
GOT・GPT・γ-GTP		
総コレステロール		
中性脂肪・HDLコレステロール		
ZTT・ALP		
尿素窒素・クレアチニン	○	○
尿酸		
白血球数・赤血球数		
血色素量・ヘマトクリット		
空腹時血糖		
LDLコレステロール・HbA1c	×	○
便潜血検査（2回法）	×	○
婦人科		
乳がん検査 （マンモグラフィまたはエコー）	×	△ （希望者無料）
※35歳以上限定 子宮がん検査 （内診・頸部細胞診）	×	○

* 年齢区分は当該年度に達する満年齢です。
* 上記項目以外の検査をした場合は自己負担となります。

平成25年度 健診の スケジュール	実施内容	日程
	1 DM住所確定	平成25年5月1日（水）
	2 DM（健診案内）の発送	平成25年6月20日（木）
	3 コールセンター開設日	平成25年6月24日（月）
	4 健康診断受診開始	平成25年7月8日（月）
	5 DM追加再発行依頼締切	平成25年11月1日（金）
	6 コールセンター開設（新規受付終了）日	平成26年1月31日（金）
	7 健康診断受診終了	平成26年2月28日（金）

受付期間内の申込みでも混雑により、希望する健診機関の予約が取れないことがあります。早めに予約申込をお願いします。

再検査 について

健保組合での手配は行っておりません。
各自保険証扱いで任意の医療機関にて受診してください。
（再検査結果を健保組合やウェルネス社に報告する必要はありません）



右ページの表B「被扶養配偶者・任継者健診」の対象で、補完的に日帰りドックを選択することもできます。同一年度内に重複しての利用はできません。

年齢区分	35歳以上の方
受診資格	被扶養配偶者・任意継続者本人（受診日に健保組合の資格があること） ※無料で受診できるウェルネス社による「被扶養配偶者・任継者健診」を極力ご利用ください。
受診期間	平成25年4月～平成26年2月
費用の負担	被扶養配偶者 25,000円 任意継続者本人 35,000円 を限度に健保組合が実費負担

平成
25
年度

健診のお知らせ



今年度も次のような健診を実施いたします。
積極的にご受診いただき、年に一度の健康管理にお役立てください。

健診制度と概要

	A 社員本人	B 被扶養配偶者および 任意継続者本人とその被扶養配偶者	C 配偶者以外の 被扶養者
対象者	社員本人	被扶養配偶者および任意継続者本人とその被扶養配偶者	配偶者以外の被扶養者
窓口	各社健康管理担当部署	健保組合	健保組合
健診種類	<p>一般健診</p> <p>▶ 35歳未満の方</p> <p>総合健診</p> <p>▶ 35歳以上の方</p>	<p>被扶養配偶者・任継者健診 （ウェルネス社健診）</p> <p>* 35歳以上と未満で健診項目が異なります。左頁の表「指定項目一覧」を参照ください。 * 35歳以上の健診項目は日帰りドック並みとなっています。</p>	<p>法定の特定健診</p> <p>▶ 40歳以上の方</p> <p>* 基本項目は、左頁の表「指定項目一覧」を参照ください。</p>
受診資格	6月30日現在の在籍社員	被扶養配偶者および任意継続者本人とその被扶養配偶者で、かつ受診日において資格がある方 * 7月末迄に資格喪失される方は除きます。	受診日において資格がある方
受診期間	6月～12月	7月8日（月）～2月 * 3月受診は全額自己負担（約4～5万円）	4月～2月 * 3月受診は全額自己負担
利用方法	「健康管理センター」からの案内に従い受診してください。	<p>受診案内</p> <p>6月末迄に委託先「ウェルネス社」より自宅あてにDMでご案内します。 * 5月1日～6月末迄に健保組合で資格の認定がされた方については、8月下旬に発送します。</p> <p>予約受付期間</p> <p>6月24日（月）～1月31日（金）</p>	<p>① かかりつけ医など任意の医療機関等で受診してください。</p> <p>② 受診後、当健保組合所定の申請書に、健診結果と領収書と質問票を添付してご請求ください。 * 制度の詳細は健保ホームページを必ずご参照ください。</p>
費用負担	事業主と健保組合で分担して負担	左頁の表「指定項目一覧」の項目については、原則として全額健保組合が負担	10,000円を限度に健保組合が実費負担
その他	事業主との共同事業として実施しています。	<p>注意事項</p> <p>次の方は健保組合に受診案内の送付をお申出ください。 * 9月になっても健診案内が届かない方（7月以降に任意継続者になった方や被扶養配偶者の資格を取得した方等） * 健診案内を紛失した方（11月1日受付締切）</p>	

住所に変更があった場合、海上社のe人事ホームページを利用できる方は、身上事項変更手続きにより変更してください。利用できない方については、所管の人事総務担当課にすみやかに変更の届出をお願いします。